

り災申告書(動産)記入要領

- 1 この申告書は、消防法第34条に基づいて提出を求めるものです。
- 2 この申告書は、動産のあった建物ごと、世帯ごとに提出してください。
- 3 この申告書は、り災した日から起算して7日以内に提出してください。
- 4 あなたに連絡する場合の連絡先の電話がありましたら、その電話番号を記入してください。
- 5 火災によるり災証明を発行する場合、この申告書が出ていると早く発行することができます。

(1の欄)

り災物件と申告者との関係は、あてはまるものを で囲んでください。

その他については、(例 所有者の子 所有者の伯父)と記入してください。

(3の欄)

- 1 火災保険の加入が数社ある場合は、すべて記入してください。
- 2 保険金額は、契約会社別に万単位で記入してください。

(4の欄)

- 1 品名、数量の欄は、動産の品名ごとに数量を記入してください。
- 2 り災別の欄は、あてはまるものを で囲んでください。
 - (1) 焼：焼けたもの、熱によって受けた炭化、溶融、破損等をいう。
 - (2) 爆：爆発現象により受けた破損等をいう。
 - (3) 消：消火行為に付随しておきる水損、破損、汚損等をいう。
 - (4) 他：上記1～3に該当しない煙損、着臭及び物品搬出する際の破損、汚損をいう。
- 3 購入年、価格の欄は、り災した物品の購入年月と、購入価格を記入してください。